資料５−３

いわて旅・いわての食応援プロジェクトの取扱いについて

１　いわて旅応援プロジェクト（第２弾）

⑴　事業概要

①　実施期間

令和３年10月１日（金）から令和４年１月31日（月）宿泊分まで

②　割引等対象

岩手県、青森県、宮城県、秋田県の居住者（令和３年12月11日から隣県拡大）

③　感染対策（割引条件）

観光庁が策定した旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドラインに基づき、宿泊施設・旅行会社が宿泊・出発前時に「予防接種済証等」又は「検査結果通知書」の確認が必要

⑵　今後における一時停止を行う場合の基準

①　県内の感染状況が国の新たなレベル分類の考え方における**レベル３相当となった場合**には、**宿泊・日帰り旅行の割引（クーポン配布を含む）のすべてを一時停止**する。

②　**隣県のいずれかがレベル３相当**となった場合には、**当該県居住者の宿泊・日帰り旅行の割引（クーポン配布を含む）を一時停止**する。

※　上記に関わらず､感染状況等による国､県の対応に応じて一時停止することがある。

２　いわての食応援プロジェクト

⑴　事業の実施状況

①　食事券の利用期間

令和３年８月２日（月）から令和４年１月16日（日）まで

②　食事券の販売状況等（12月６日に完売し、販売終了）

販売数　：22万9,695冊（額面　約11億4,847万5千円）

⑵　販売済食事券の取扱い

県内の感染状況が国の新たなレベル分類の考え方における**レベル３相当となった場合**には、県が県民に対して要請する**「基本的な感染対策の徹底」を守りながら使用**するようホームページ等で呼びかける。